

一宮市立大志小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- (1) いじめは、人間として絶対に許されない行動でありながらどの学級でも起こり得るものであり、どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを全教職員で共通理解し、全児童を見守り、指導・支援します。
- (2) 校訓「大志っ子、学ぶ、鍛える、思いやる」の精神を生かし、児童一人一人の自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校の風土をつくります。
- (3) 児童にとって学校が楽しく安心・安全に生活できる場であるよう、家庭や地域と連携して「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を展開し、子どもたち一人一人が大切な存在であることを実感できるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めていきます。

2 本方針におけるいじめの定義

この基本方針において対象とする「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行います。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとります。

3 いじめ防止対策組織の設置と役割

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、いじめ等対策主任、不登校対策主任、養護教諭等で構成する「いじめ・不登校・生徒指導対策委員会」を設置し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加えます。

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認およびいじめ防止対策の検証と改善策の検討
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発
 - ア 年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図ります。
 - イ 心のアンケートや一日観察日、個人面談等（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を組織的に行います。
 - ウ いじめ防止に関する研修会で、いじめへの対応や未然防止についての力量向上を図ります。
- (3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ア 学校だよりやウェブページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信します。
 - イ 学校運営協議会等を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努めます。
 - ウ 児童、保護者が参加するネットいじめ予防のための講習会を開催します。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心を育みます。
- イ わかる・できる・身につく授業を展開し、自己有用感と充実感を味わわせます。
- ウ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していくピア・サポートの取組を進めます。
- エ 児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高めます。
- オ 情報モラル教育を推進し、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないようインターネット等の正しい利用とマナーについての理解を深めます。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整えます。
- イ 心のアンケート（毎月）、一日観察日の実施（毎月）、個人面談相談（毎学期）の実施を通して、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ウ 過去にいじめ被害にあった児童や加害児童に対し、継続的な見守りを行います。
- エ 保護者や青空隊など、学校に関わる幅広い方々から情報を得るように努めます。
- オ 児童が相談しやすい環境を整えます。
 - ・教師と児童との温かい人間関係づくりに努めます。
 - ・相談箱を設置し、児童が担任以外の職員にも相談できるようにします。
 - ・スクールカウンセラーの相談日や電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介します。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、迅速かつ組織的にいじめを受けた児童を救済し、その尊厳を守ることを最優先に考えて対応します。
- イ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ウ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組みます。

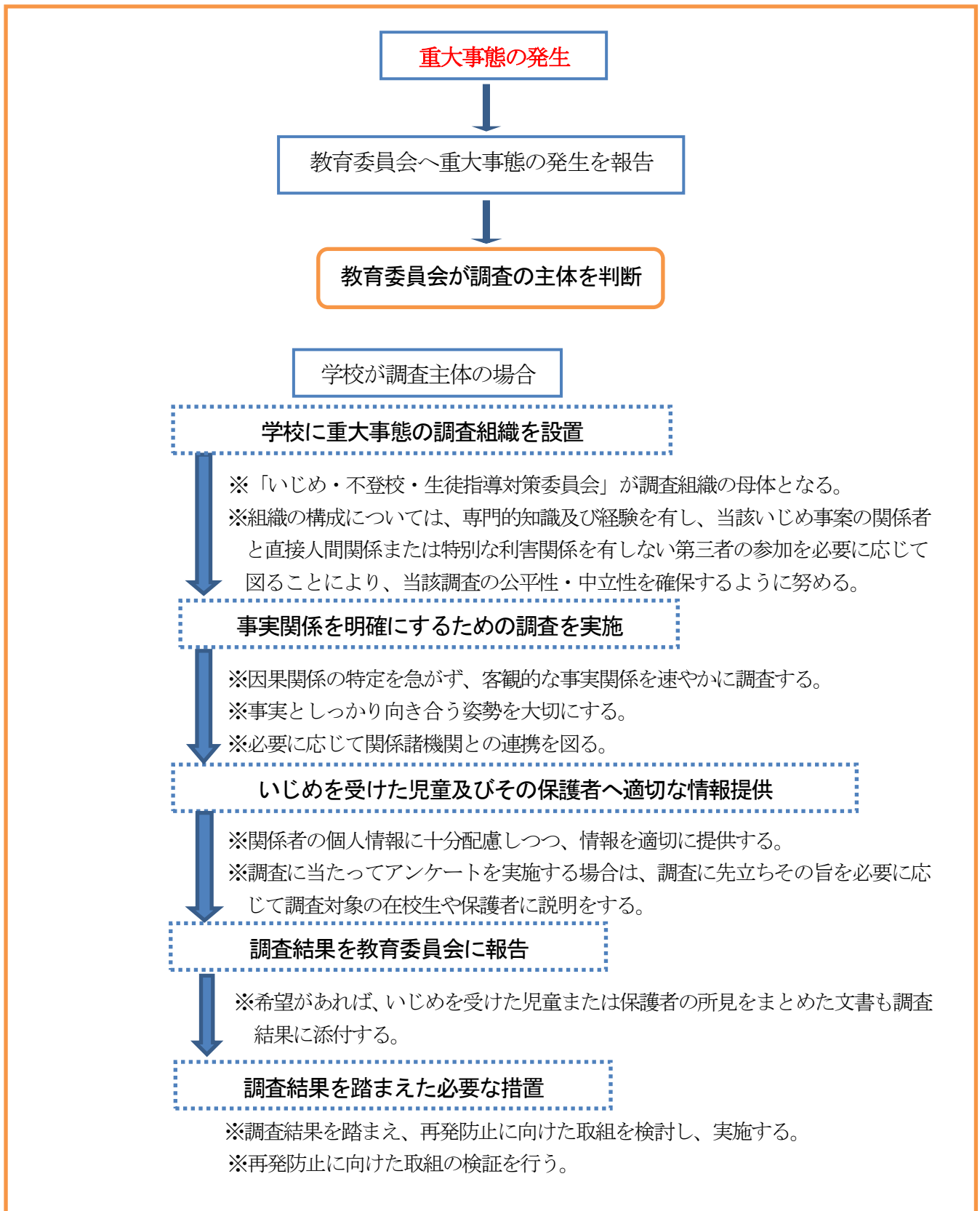
5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・生徒指導対策委員会」を開催し、必要があれば事案に応じた適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図ります。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

6 学校の取組に対する検証・見直し

学校いじめ防止基本方針による取組については、学校評価をもとにしたPDCAサイクルに取り組むことで、その改善に努めます。

【重大事態の対応フロー図】



＜一宮市立大志小学校 いじめ防止の取組の年間計画＞ R8 計画

	「いじめ・不登校 対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○大志っ子報告会	○学級開き、学年開き ○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○1年生を迎える会	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の周知 ○学校ウェブサイトへの掲載 ○授業参観 ○家庭訪問
5月	○大志っ子報告会	○観劇会		○学校運営協議会で年間計画の確認 ○学校公開
6月	○大志っ子報告会		○教育相談週間	○PTA読み聞かせ
7月	○職員会（情報交換と1学期の取組の検証） ○大志っ子報告会	○ささのは集会 ○通学班会		○個人懇談会 ○保護者による学校評価アンケート ○学校運営協議会で1学期の報告と2学期の取組の確認
8月	○現職教育			
9月	○大志っ子報告会 ○現職教育	○いじめ防止講座（6年） ○大志っ子作品展	○身体測定	○授業参観
10月	○大志っ子報告会	○運動会		
11月	○大志っ子報告会	○赤い羽根募金活動 ○セルフディフェンス講座（4年） ○ネットマナー講座（4年） ○人権集会（いじめ撲滅に向けた児童会を中心とする児童の主体的な活動）	○教育相談週間	○学校運営協議会で2学期の報告と3学期の取組の確認
12月	○職員会（情報交換と2学期の取組の検証） ○大志っ子報告会	○ネットマナー講座（5・6年、保護者） ○防犯教室（1年） ○いのちの教育（2・6年）		○個人懇談会 ○保護者による学校評価アンケート
1月	○大志っ子報告会	○持久走記録会	○身体測定	
2月	○大志っ子報告会 ○職員会（情報交換と年間取組の検証）	○なわとび大会	○教育相談週間	○PTA読み聞かせ ○学校運営協議会で年間の取組の評価次年度方針の確認 ○学校公開
3月	○大志っ子報告会	○6年生を送る会		
通年	○大志っ子報告会（児童の人間関係に関する情報共有） ○対策委員会（必要に応じて）	○校長講話（含むライン集会） ○道徳の時間の充実 ○あいさつ運動	○1日観察日（毎月） ○心のアンケート（毎月） ○スクールカウンセラーによる相談 ○相談箱の設置	○青空隊や各種PTA会合での情報交換